

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	7,549	保 険 契 約 準 備 金	95,696
預 貯 金	7,549	支 払 備 金	1,705
買 入 金 銭 債 権	3,914	責 任 準 備 金	90,724
有 価 証 券	105,140	契 約 者 配 当 準 備 金	3,265
国 債	6,223	代 理 店 借	48
地 方 債	201	再 保 険 借	1,118
社 債	6,164	そ の 他 負 債	1,581
株 式	163	未 払 法 人 税 等	323
外 国 証 券	38,065	未 払 金	167
そ の 他 の 証 券	54,321	未 払 費 用	387
貸 付 金	157	前 受 収 益	0
保 険 約 款 貸 付	157	預 り 金	12
有 形 固 定 資 産	166	金 融 派 生 商 品	634
建 物	48	資 産 除 去 債 務	54
その他の有形固定資産	118	仮 受 金	1
無 形 固 定 資 産	1,602	価 格 変 動 準 備 金	751
ソ フ ト ウ ェ ア	1,602	支 払 承 諾	500
代 理 店 貸	0	負 債 の 部 合 計	99,696
再 保 険 貸	2,108	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 資 産	2,210	資 本 金	47,500
未 収 金	613	資 本 剰 余 金	26,500
前 払 費 用	161	資 本 準 備 金	26,500
未 収 収 益	418	利 益 剰 余 金	△ 51,035
預 託 金	157	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 51,035
金 融 派 生 商 品	17	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 51,035
金融商品等差入担保金	821	株 主 資 本 合 計	22,964
仮 払 金	2	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	980
そ の 他 の 資 産	18	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	980
繰 延 税 金 資 産	291		
支 払 承 諾 見 返	500	純 資 産 の 部 合 計	23,944
貸 倒 引 当 金	△ 1		
資 産 の 部 合 計	123,640	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	123,640

貸借対照表 注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法は、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(4) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

(5) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生した年度に費用処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建その他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(9) 当期末において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、第三分野保険の保険料積立金については、平成10年大蔵省告示第231号に定めるストレステスト及び平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テストによる積み増し額1,373百万円を含めております。

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備

えて積み立てております。

- (10) 無形固定資産に計上される自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 会計方針の変更

- (1) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。
なお、この変更による財務諸表への影響はありません。
- (2) 消費税等の会計処理は、従来税込方式によっておりましたが、当期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用に伴い、税抜方式に変更しております。
なお、この変更による財務諸表への影響は軽微です。

3. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、生命保険契約の引受を行うことにより保険契約者から保険料として収受した金銭等を、有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

生命保険契約の負債特性を踏まえ、長期にわたり安定的な収益を確保できるポートフォリオを構築することを基本方針としています。また、経営の健全性を十分考慮し、許容できるリスクの範囲内で、外貨建有価証券等に投資するなどして、収益の向上を図っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社が保有する金融資産は有価証券が多くを占め、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定では主に国内外の債券及び投資信託をその他有価証券として保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク等に晒されております。

この他デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で、ヘッジ会計を適用した為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理基準を定め、これらに基づいて金融商品に係る取引を管理しております。金融商品に係る日常のリスク管理は取引の執行部門が所管し、取り扱う金融商品の個別リスクの把握、評価、コントロール及びモニタリングを行い、その状況を資産運用会議に報告しております。また、リスク管理部門は、その状況が基準に定められた要求を満たしているかモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会は、資産運用リスクを含む全社的なリスク管理状況の確認や審議のために開催され、取締役会等に必要な報告を行う体制となっております。

① 信用リスクの管理

当社では、資産運用リスク管理基準において信用リスクに関する管理方法を定めております。保有する有価証券の発行体及び預金預入銀行の信用リスク並びにデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、信用状況及び投資残高を定期的に把握しております。

② 市場リスク管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクの管理に関しては、金利変動に対する諸指標の影響の程度を計測しモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替リスクの管理に関しては、市場感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクの管理に関しては、バリュエーション・アット・リスク (VaR)、市場感応度分析、ストレステスト等によりリスク量を計測しモニタリングを行っております。

(iv) デリバティブ取引

当社では、デリバティブ取引について、ヘッジ目的のみに利用を限定し、為替リスクに対しての為替予約を利用しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預貯金、買入金銭債権に含まれるコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権			
その他有価証券	914	914	—
有価証券			
売買目的有価証券	21,842	21,842	—
その他有価証券(*1)	75,252	75,252	—
貸付金			
保険約款貸付	157		
貸倒引当金(*2)	△0		
計	157	157	—
金融派生商品(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	17	17	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(634)	(634)	—

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。

以下「時価算定適用指針」という。)第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託を含めております。

(*2)貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、()で示しております。

(注)当期末における市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	163
組合出資金等	7,882
計	8,046

(*)当期において、非上場株式について291百万円減損処理を行っております。

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権				
その他有価証券	-	-	914	914
有価証券				
売買目的有価証券				
外国証券				
外国その他の証券	-	3,986	-	3,986
その他の証券	-	17,855	-	17,855
その他有価証券(*)				
公社債				
国債	6,223	-	-	6,223
地方債	-	201	-	201
社債	-	5,067	1,097	6,164
外国証券				
外国公社債	-	22,827	3,724	26,551
外国その他の証券	-	238	-	238
その他の証券	-	22,296	-	22,296
金融派生商品				
うち通貨関連取引	-	17	-	17
資産計	6,223	72,491	5,736	84,451
金融派生商品				
うち通貨関連取引	-	634	-	634
負債計	-	634	-	634

(*) 時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託を除いております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	-	-	157	157
資産計	-	-	157	157

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 買入金銭債権

取引金融機関又はブローカー等から提示された価格（市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額）をもって時価としており、当該価格に使用されたインプットに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

② 有価証券

株式については、取引所の価格をもって時価としており、レベル1に分類しております。市場価格のある債券については、市場価格又は市場価格を基に算定された価額をもって時価としており、国債はレベル1、それ以外はレベル2の時価に分類しております。市場価格のない私募債については、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定した価額をもって時価としており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引金融機関等から入手した基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

③ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④ 金融派生商品

外国為替予約は、先物為替相場を基に算定された価格によっており、レベル2に分類しております。

(4) 投資信託財産が不動産である投資信託に関する情報

時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表計上額は13,575百万円であり、期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。なお、当期の損益に認識した評価損益はありません。

(単位:百万円)

	有価証券
	その他有価証券
期首残高	11,754
当期の損益又は評価・換算差額等に計上	
損益に計上(*)	69
その他有価証券評価差額金に計上	273
売却、購入、発行及び決済の純額	1,478
期末残高	13,575

(*) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(5) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察出来ないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券	割引現在価値法	割引率	1.6%~5.4%

② 期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。なお、当期の損益に認識した評価損益はありません。

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
	その他有価証券	その他有価証券	
期首残高	-	4,089	4,089
当期の損益又は評価・換算差額等に計上			
損益に計上(*)	-	102	102
その他有価証券評価差額金に計上	△3	△34	△37
売却、購入、発行及び決済の純額	918	664	1,583
期末残高	914	4,821	5,736

(*) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社は資産運用部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定め、それに沿って時価を算定しております。また、算定された時価については、資産運用部門から独立した部門において、時価

の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
割引率

割引率は、TIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます

6. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は0百万円であります。なお、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は77百万円であります。

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は23,287百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

9. 関係会社に対する金銭債権の総額は160百万円、金銭債務の総額は88百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は1,928百万円、繰延税金負債の総額は4百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した金額は1,632百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,348百万円、価格変動準備金210百万円であります。繰延税金負債の発生の原因別内訳は、資産除去債務に対応する除去費用4百万円であります。

当期における法定実効税率は28%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、その他有価証券に属する外貨建債券の為替差損益33.3%、評価性引当額の増減△8.2%であります。

11. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	2,005百万円
当期契約者配当金支払額	2,080百万円
契約者配当準備金繰入額	3,340百万円
当期末現在高	3,265百万円

12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は291百万円であり、支払備金から控除しております。

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は2,920百万円であり、責任準備金から控除しております。

13. 1株当たりの純資産額は、16,178円74銭であります。

14. 当社では、2019年10月1日以降に引き受けた団体信用生命保険契約の一部について、修正共同保険式再保険を実施しております。

15. 修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当期末残高は267百万円であります。

16. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は267百万円であります。
17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は168百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
18. 当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度を設けており、要拠出額は33百万円あります。
19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 保険料等収入は、次のとおり計上しております。

保険料のうち初回保険料は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険協約に基づく受取事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、これに定める金額を支払った契約について、当該支払金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当期末において支払義務が発生したもの、または未だ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等支払金として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

再保険料は、再保険協約に基づく支払事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。

2. 関係会社との取引による費用の総額は482百万円であります。

3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券948百万円、株式等0百万円、外国証券132百万円であります。

4. 有価証券評価損の内訳は、株式291百万円であります。

5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は165百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は801百万円であります。

6. 金融派生商品収益には評価益が391百万円含まれております。

7. 1株当たりの当期純利益は314円15銭であります。算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに464百万円、普通株式の期中平均株数は、1,480千株であります。

8. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る再保険収入が1,271百万円含まれております。その内訳は次のとおりであります。

契約者配当準備金調整額	699百万円
再保険金	387百万円
その他	184百万円

9. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額が1,271百万円含まれております。

10. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料が1,214百万円含まれております。

11. 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額が1,196百万円含まれております。

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。